

令和6年 地方分権提案募集

# 中山間地域における通所介護事業所に係る 報酬算定の対象の見直しについて

厚生労働省 老健局  
令和6年9月

重点番号14：中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直しについて（厚生労働省）

# 提案募集検討専門部会からの再検討の視点

## ＜提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点＞

本提案は、訪問介護サービスとして提供・算定することを求めるものではなく、コロナ禍で認められた臨時的取扱いと同様に、訪問介護事業所が不足する中山間地域においては特例的に、平常時においても通所介護事業所が居宅でのサービス提供を行うことができるよう、柔軟な運用やルールの解釈を求めるもの。

訪問介護事業所を新たに併設することは、たとえ基準該当居宅サービスであっても、中山間地域においては、事業者にとっては大きな負担であり難しいために、併設が進んでいない現状がある。通所介護事業所の人員を効率的に活用し、居宅で生活している利用者にもサービスを行う（通所介護事業所の報酬区分で算定する）ことで中山間地域の限られた地域資源を効果的に活用すべき。

サービス提供を受ける高齢者が広域に点在する中山間地域においては、人口集積地のように事業所及び介護人材を容易に得られないため、既存の制度の隙間を埋めるよう柔軟かつ弾力的な運用が認められることで、中山間地域の実情に応じて最大の効果を引き出すことができると考える。

なお、利用者の居宅でサービスを提供するにあたっては、通所介護事業所ではサービス提供されていない生活援助（例：掃除、買い物、衣類の整理等）についても算定上の配慮がなされれば、さらに中山間地域の実情に配慮した見直しになるものと考ええる。

訪問介護事業所が減少傾向にある中山間地域における介護保険事業の現状を十分に踏まえた上で、本提案の内容を検討いただきたい。

# 離島等相当サービスの概要と実施状況等

- 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「**離島等相当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 離島等相当サービスの提供の流れや対象地域は以下のとおりで、実施保険者は、1,571保険者のうち、29保険者（全保険者1.8%）。

## 離島等相当サービスの提供までの流れ

- ① 市町村(保険者)が地域独自の基準として、指定要件の内容を定める。

| 【離島等相当サービスにより緩和された指定基準の例】 |                                                                          |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 訪問介護                      | ・訪問介護員の配置基準を「任意」とする。<br>・在宅で要介護3以上の同居者への家族介護をしている人を「みなし事業者」とする。          |
| 訪問看護                      | ・看護職員の配置基準(常勤換算2.5人以上)を「常勤換算1.5人以上」とする。                                  |
| 短期入所生活介護                  | ・医師、機能訓練指導員の配置基準を「任意」とする。<br>・医務室の配置を「任意」とし、その他の設備は通所介護事業所の設備を活用することとする。 |

- ② 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、離島等相当サービスの提供を開始

## 離島等相当サービスの対象地域

|                                                                |                     |
|----------------------------------------------------------------|---------------------|
| 離島振興対策実施地域(離島振興法)                                              | 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法) |
| 振興山村（山村振興法）                                                    | 沖縄の離島(沖縄振興特別措置法)    |
| 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法）                                          |                     |
| 豪雪地帯、辺地、過疎地域等のうち、人口密度が希薄・交通が不便等によりサービス確保が著しく困難な地域で厚生労働大臣が定める地域 |                     |

（出典）令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和4年度介護保険事務調査（厚生労働省介護保険計画課調べ）

## 離島等相当サービスの実施保険者数、実施保険者

| 実施保険者数 |                | 29（1.8%） |                 |
|--------|----------------|----------|-----------------|
|        | うち、ホームヘルプサービス  | 13       |                 |
|        | 同居家族に対するヘルパー派遣 | 0        |                 |
|        | うち、デイサービス      | 19       |                 |
|        | うち、ショートステイ     | 7        |                 |
|        | その他            | 4        |                 |
| 北海道    | 奥尻町            | 山口県      | 萩市              |
|        | 西興部村           |          | 岩国市             |
| 秋田県    | 上小阿仁村          | 香川県      | 高松市             |
| 山形県    | 酒田市            | 高知県      | いの町             |
| 福島県    | 鮫川村            | 長崎県      | 長崎市             |
| 東京都    | 檜原村            |          | 平戸市             |
|        | 利島村            |          | 五島市             |
|        | 小笠原村           |          | 西海市             |
| 岐阜県    | 白川村            | 熊本県      | 天草市             |
| 新潟県    | 粟島浦村           | 鹿児島県     | 十島村             |
| 滋賀県    | 近江八幡市          | 沖縄県      | 多良間村            |
| 奈良県    | 下北山村           |          | 竹富町             |
| 和歌山県   | 田辺市            |          | 与那国町            |
| 岡山県    | 笠岡市            |          | 沖縄県介護保険<br>広域連合 |
|        | 西粟倉村           |          |                 |

## <介護保険法（平成9年法律第123号）抜粋>

（特例居宅介護サービス費の支給）

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

- 一 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 （略）

3 特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて前条第四項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

4～5 （略）



# 離島・中山間地域等における介護サービス提供体制の確保に関する周知等

- 介護サービスは、利用者や家族の方々にとって欠かせないものであり、離島、豪雪地帯、中山間地域等においても、地域の実情に応じて、介護サービスの提供体制を確保することは重要。
- このため、厚生労働省では、**基準該当サービスや離島等相当サービスなど介護サービス事業所の運営に当たって課される基準の緩和措置のほか**、介護報酬上の加算による評価、サービス提供体制確保等に係る支援等を行うとともに、**毎年度、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の場等**を活用して、その周知を図っている。
- 加えて、厚生労働省の補助事業（老人保健健康増進等事業）を活用し、**離島、中山間地域等において活用が可能な施策や介護サービスの提供体制確保に積極的に取り組む自治体の事例をまとめた手引やヒント集、ガイドブックの作成・周知**を行っている。

（参考）老健保健健康増進等事業の主な成果物

## 調査研究事業報告書

離島等における介護サービスの提供体制の確保方策のあり方と既存施策のあり方に関する調査研究事業報告書

## 手引き

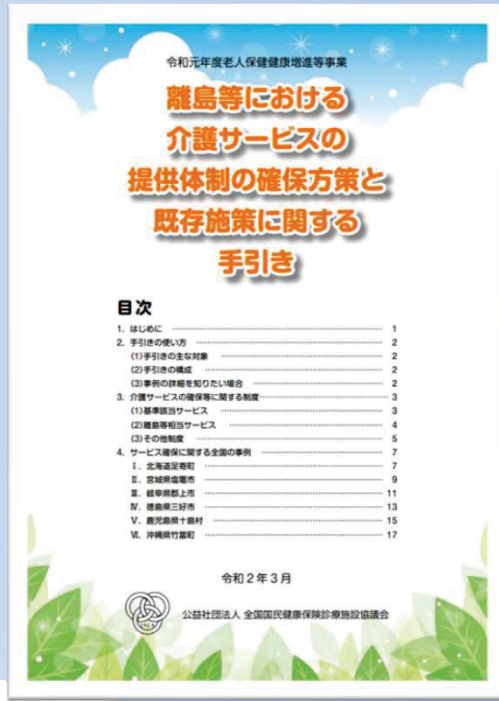
離島等における介護サービスの提供体制の確保方策のあり方と既存施策に関する手引き

## 役立つヒント集

介護人材確保にお悩みの離島や中山間地域  
～ 役立つヒント集 ～

## ガイドブック

介護サービス受給に関するガイドブック  
～ 離島・中山間地域編 ～



# 地域の実情に応じた介護サービスの確保等に関する主な意見

## 介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

抜粋

（地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備）

- 介護ニーズの状況や介護サービスの提供体制には地域差があり、特に中山間地域や離島など介護の資源が脆弱な地域への留意が必要となる。地域の実情に応じた介護サービス基盤を確保するため、**都道府県による広域的な観点からの調整や市町村支援が重要**であり、国が自治体に対して適正な支援を行うことも重要である。

## 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）

抜粋

（中山間地域等に対する加算の在り方）

- 離島・中山間地域・豪雪地帯等に対する加算の対象サービス・対象地域等については、サービス類型ごとに、利用者数・移動距離・移動手段・移動時間といったサービス提供状況や、令和6年度から施行する経営情報データベース等を活用しつつ詳細な収支状況の実態を把握した上で、介護報酬上の評価の在り方を含め必要な方策を引き続き検討していくべきである。

# 既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの在り方に関する調査研究事業の実施

## < 令和6年度介護報酬改定に係る審議報告（平成5年12月19日）抜粋 >

### Ⅲ 今後の課題

#### 【複合型サービス（訪問介護と通所介護の組合せ等）】

- 訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスの創設については、より効果的かつ効率的なサービスの在り方について実証的な事業やその影響の分析などを実施し、規制緩和や職員養成の観点、事務の効率化や組み合わせるサービスの種類、集合住宅へのサービス提供の在り方等含め、引き続き総合的に検討していくべきである



※ 審議報告を踏まえ、令和6年度においては「既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの在り方に関する調査研究事業（老人保健健康増進等事業）」を実施（実施主体：株式会社三菱総合研究所）

#### （事業概要）

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことは重要である。
- 令和6年度介護報酬改定の審議報告（介護給付費分科会）においては、訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスについては、より効果的かつ効率的なサービスの在り方について実証的な事業やその影響の分析などを実施し、規制緩和や職員養成の観点、事務の効率化や組み合わせるサービスの種類、集合住宅へのサービス提供の在り方等含め、検討していくべきとされている。
- 本事業では、上記の観点を踏まえて、実証的な事業実施等を通じて、その効果や影響の分析などを行い、有識者等により組織する検討会による議論を経て、その結果について報告書にまとめる。
- 具体的には、以下の事項を踏まえて事業を実施するものとする。
  - ① モデル事業として、訪問介護と通所介護等とを組み合わせて、一体的にサービス提供を実施する事業所を選定し、同一の職員による利用者へのケアや職員養成、柔軟な人員配置などの効果について検証を行う。また、事業終了後に利用者への満足度調査や事業所の評価も行う。
  - ② 訪問介護事業所や通所介護事業所等を対象に複数のサービスを組み合わせ一体的なサービス提供を行うことにより生じるメリット等についてアンケート調査により実態把握を行う。
  - ③ 有識者等により組織する検討会において、調査設計やモデル事業等により得られた効果や影響について分析を行うとともに、議論を行う。
  - ④ 上記の結果分析や議論等を踏まえて報告書にとりまとめる。



# 提案募集検討専門部会からの再検討の視点を踏まえた対応方針

## < 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点 >

本提案は、中山間地域においては、訪問介護の担い手不足の問題等から、「基準該当居宅サービス」の人員基準でさえも満たすことが困難な状況にあることを提案の出発点としている。

訪問介護事業所が減少傾向にある中山間地域における介護保険事業の現状を十分に踏まえた上で、介護人材の不足等の課題に対応するため、「基準該当居宅サービス」の人員基準等の見直しとともに、通所介護事業所の職員を有効活用できるような柔軟な運用や居宅でサービス提供を行う職員の資格要件の緩和等について検討されたい。

(以下略)



## 23 < 回答及び対応方針 >

- 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が離島等相当サービスとして保険給付の対象とすることができることとしている。
- また、ご提案については、通所介護事業所の人員等を活用して、地域で不足する訪問介護サービスを提供できるようにする措置を求めるものであるが、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）において、「訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型サービスの創設については、より効果的かつ効率的なサービスの在り方について実証的な事業やその影響の分析などを実施し、規制緩和や職員養成の観点、事務の効率化や組み合わせるサービスの種類、集合住宅へのサービス提供の在り方等含め、引き続き総合的に検討していくべきである」とされており、ご提案の観点も含めて、調査研究事業において検証を行うこととしている。



# 補助金申請システム等に係る利便性及び 検索性の高い機能の整備について

2024/09/18 デジタル庁国民向けサービスグループJグランツ担当

重点2: 補助金申請システム等に係る利便性及  
び検索性の高い機能の整備(デジタル庁)

## 補助金調査の経緯（秋の行政事業レビュー及びデジタル行財政改革中間取りまとめ）

- 秋の行政事業レビューにおいて、事業者への迅速かつ効率的な給付を可能にするため、**国の既存の給付システムや民間の新たなデジタル技術の積極的な活用を検討**するよう、とりまとめられた。
- デジタル行財政改革会議の中間取りまとめにて、**2025年度から全補助金でオンライン申請が原則**と位置づけられた。

各省庁がオンライン化を進めるのではなく、オンライン化の現状を適切に把握し、デジタル庁で整備している共通機能（GビズID、Jグランツ、e-Gov等）を活用したデジタル化を各省庁に対してサポートしていくため、行政手続・補助金を対象に調査を実施。

### 主な論点

- 事業執行にあたり、再委託や複層的な外注を重ねたことにより、支出の無駄や非効率な業務が発生していなかったか。十分な情報開示がなされたか。
- 持続化給付金の支給額（約5.5兆円）についての十分な効果検証を行うべきではないか。
- 今後の危機に備えて、デジタル技術の活用も踏まえた事業者への適切かつ迅速な給付の在り方について検討するべきではないか。

### （事業者のデジタル化等）

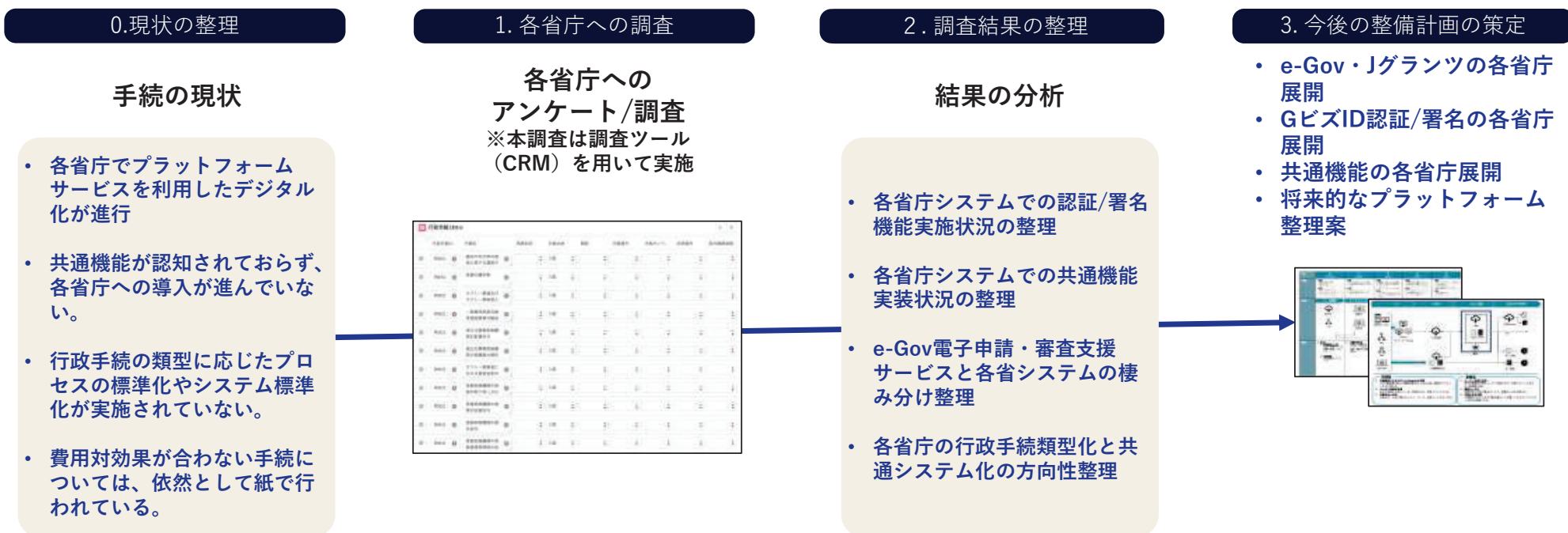
2023年11月に「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」を設置し、取引・会計・税務などの事業者の一連の業務のデジタル化に関するPRやデジタル化された公的手続の周知、事業者向け行政手続のオンライン化に関する調査依頼などを行い、関係省庁・日銀が一体となって事業者のデジタル化等の加速に取り組む。

コロナ禍における事業者向け給付の反省を踏まえ、効率的な補助金申請や、データに基づく効果検証を行うため、法人によるGビズID取得を拡大するとともに、2024年度より事業者向けの補助金申請でJグランツの利用を原則とすることを目指し、2025年度からは全ての補助金でオンライン申請を原則とする。

秋の行政事業レビューの論点

デジタル行財政改革 中間取りまとめ(R5.12.20会議決定)

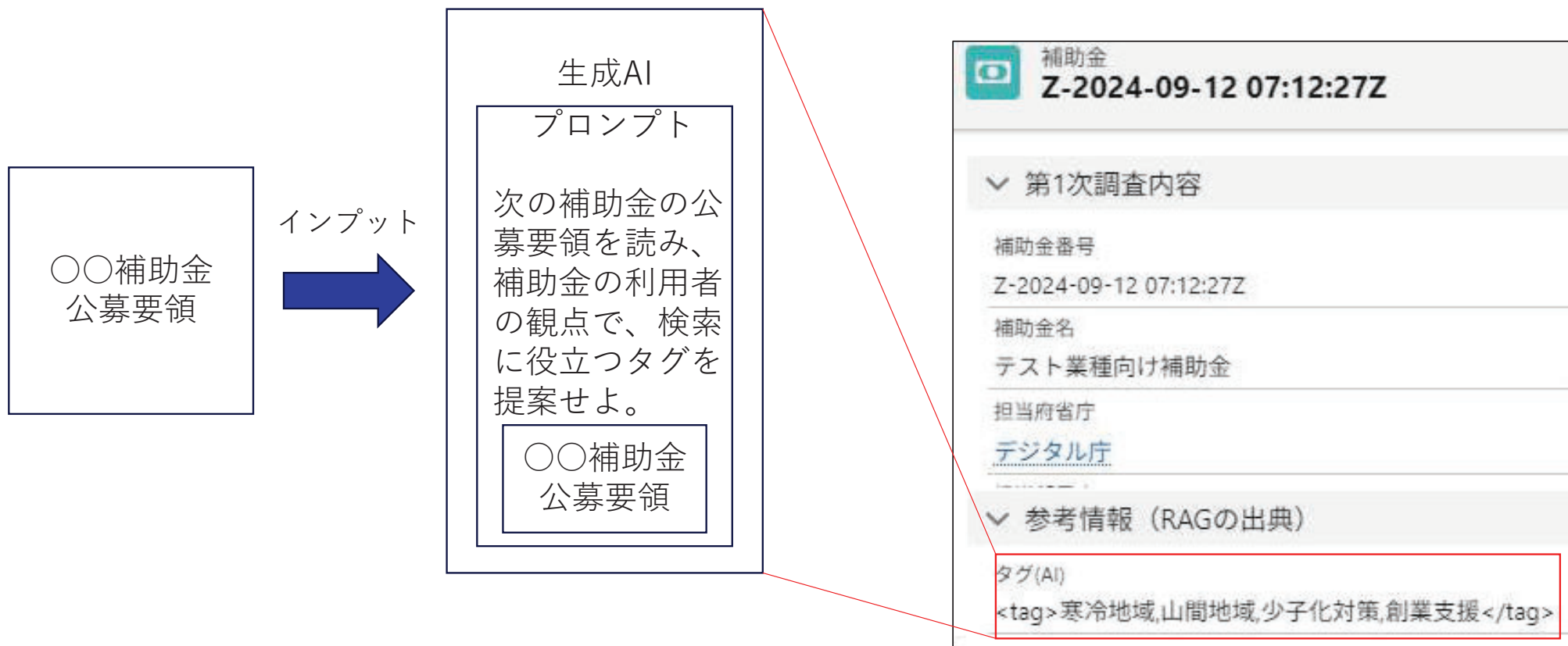
- ◆ 各省庁の事業者手続のデジタル化の支援を行うために、まずは**現状把握**として各省庁の行政手続や補助金申請の状況を把握するための調査を実施。
- ◆ その上でデジタル庁で整備している**共通機能**（GビズID、Jグランツ、e-Gov等）を活用したデジタル化を各省庁に対してサポートしていくための**整備計画**を整理し、デジタル庁が各省をサポートしながらデジタル化を進めていく道筋を整理。





# 補助金の調査における生成AIの利活用（現行案）

補助金について、今後の検索の利便性が向上するよう、公募要領等の情報を元に生成AIを利活用し、自動的なタグ付け等の施策を検証しているところ。



# デジタル庁

Digital Agency